

財 関 第 901 号
平成 23 年 8 月 10 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 7 号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 10 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 5 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のよう

に改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第3175号を別紙5-1のように、税関様式C第5240号を別紙5-2のように、税関様式C第5250号を別紙5-3のように、税関様式C第9000号を別紙5-4のように、税関様式C第9030号を別紙5-5のように、税関様式C第9040号を別紙5-6のように、税関様式C第9060号を別紙5-7のように、税関様式C第9100号を別紙5-8のように、税関様式C第9110号を別紙5-9のように、税関様式C第9300号を別紙5-10のように、税関様式C第9310号を別紙5-11のように、税関様式C第9315号を別紙5-12のように、税関様式C第9320号を別紙5-13のように、税関様式C第9330号を別紙5-14のように、税関様式C9340号を別紙5-15のように、税関様式C9350号を別紙5-16のように、税関様式C9360号を別紙5-17のように、税関様式C9370号を別紙5-18のようにそれぞれ改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙5-19「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改める。

別紙6-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

別紙様式1を別紙6-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 ラッッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和46年8月21日蔵関第1640号）の一部を次のように改める。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）の一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成15年8月22日財関第889号）の一部を次のように改める。

別紙 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 11 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 11-1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

別紙様式M - 400 から別紙様式M - 403 までを別紙 11-2 から別紙 11-5 までのように、別紙様式M - 410 から別紙様式M - 413 までを別紙 11-6 から別紙 11-9 までのように、別紙様式M - 416 を別紙 11-10 のように、別紙様式M - 417 を別紙 11-11 のように、別紙様式M - 442 を別紙 11-12 のように、別紙様式M - 446 を別紙 11-13 のようにそれぞれ改め、別紙 11-14 から別紙 11-35 までを廃止する。